

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

### 規 則

○介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

(長寿社会政策課)

一

### 告 示

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(五件)

殖業者)(五件)

(農林水産経営支援課)

一

○保安林の指定の解除

(森林整備課)

二

○公有水面埋立てのしゅん功認可(二件)

(水産業基盤整備課)

三

○道路の区域変更

(道路課)

四

○道路の供用開始

(同)

四

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(契約課)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁施設整備課)

五

### 正 誤

○宮城県公報平成三十年第二九三五号(平成三十年二月二十日付け)中

五

## 規 則

介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十五号

介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

介護保険財政安定化基金条例施行規則(平成十二年宮城県規則第一百十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十年八月一日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第七百二十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第六十六加入区	平成十九年宮城告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち福貴屋敷、土手、小田浜の区域	平成三十年七月三日	石巻市福貴浦字小田浜一七阿部浩之石巻市福貴浦字小田浜一十平塚敏春	漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十二号)第十八条の四に規定する特定かき養殖業	十八人

○宮城県告示第七百二十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県第百六十九号加入区	平成十九年宮城県告示第三十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に基づく漁業加入区の設定)	平成三十年七月三日	石巻市狐崎浜字鹿立屋 敷六十二 石森裕治 石巻市狐崎浜字鹿立屋 敷五十八 平塚房雄	漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十九号)第十八条の四に規定する特定かき養殖業	七人
加入区名	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数

○宮城県告示第七百二十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県第百七十号加入区	平成十九年宮城県告示第三十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に基づく漁業加入区の設定)	平成三十年七月三日	石巻市狐崎浜字狐崎屋 敷十 佐藤信也 石巻市狐崎浜字荒田入 四一 阿部清也	漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十九号)第十八条の四に規定する特定かき養殖業	十二人
加入区名	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数

○宮城県告示第七百二十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定

する要件に適合するものと認める。

平成三十年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県第百七十二号加入区	平成十九年宮城県告示第三十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に基づく漁業加入区の設定)	平成三十年七月三日	石巻市牧浜字竹浜道四一五 佐藤清之 石巻市牧浜字竹浜道五 武田喜一	漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十九号)第十八条の四に規定する特定かき養殖業	七人
加入区名	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数

○宮城県告示第七百二十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県第百七十五号加入区	平成十九年宮城県告示第三十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に基づく漁業加入区の設定)	平成三十年七月三日	石巻市竹浜字狐崎道八一五 阿部輝喜 石巻市竹浜字家ノ入十二 平塚伸佳	漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十九号)第十八条の四に規定する特定かき養殖業	五人
加入区名	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数

○宮城県告示第七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市波路上岩井崎二三の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第七百三十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成三十年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成三十年七月十七日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

第二種寄磯漁港管理者 宮城県

三 埋立区域

1 位置

第二種寄磯漁港区域内

石巻市寄磯浜前浜一一三番、一一六番に隣接する公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び昭和四十六年四月十五日付宮城県指令第一万一千四百七十八号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（春分秋分の満潮位（DL+1・五〇メートル）により決定）により囲まれた区域。

①の地点 石巻市寄磯浜前浜一三三番地の二地内に設置された基点A（北緯三八度二三分二

二・〇秒、東経一四一度三一分三三・八秒）を基点とし、基点より二四六度〇六分〇

三秒八九・八九一メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二二六度二八分二五秒 七〇・〇〇七メートルの地点

③の地点 ②の地点から 三〇六度二五分三七秒 一〇・五二六メートルの地点  
④の地点 ③の地点から 三六度二八分一九秒 七〇・〇二九メートルの地点

3 面積

七三六・九三平方メートル（埋立区域）

四 免許の年月日及び番号

平成二十八年二月二十六日

宮城県（水整）指令第八十六号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

石巻市

○宮城県告示第七百三十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成三十年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成三十年七月十七日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

第二種寄磯漁港管理者 宮城県

三 埋立区域

1 位置

第二種寄磯漁港区域内

石巻市寄磯浜前浜一一六番及び平成二十八年二月二十六日付け宮城県（水整）指令第八十六号で免許を受けた埋立区域に隣接する公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び昭和四十六年四月十五日付宮城県指令第一万一千四百七十八号の免許に係る埋立ての埋立区域及び平成二十八年二月二十六日付け宮城県（水整）指令第八十六号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（春分秋分の満潮位（DL+1・五〇メートル）により決定）により囲まれた区域。

①の地点 石巻市寄磯浜前浜一三三番地の二地内に設置された基点A（北緯三八度二三分二

二・〇秒、東経一四一度三一分三三・八秒）を基点とし、基点より二五一度三六分〇

二秒九五・五二二メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から 二二六度二八分一九秒 七〇・〇二九メートルの地点
  - ③の地点 ②の地点から 三〇五度三七分〇九秒 一・四七五メートルの地点
  - ④の地点 ③の地点から 三六度二七分二四秒 七〇・〇一〇メートルの地点
- 3 面積
- 一〇三・九一平方メートル(埋立区域)

四 免許の年月日及び番号  
平成二十九年七月二十一日

宮城県(水整) 指令第十六号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町  
石巻市

○宮城県告示第七百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年七月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 気仙沼唐桑線
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考
気仙沼市本郷八番一地先から 同市本郷八番三地先まで	前A	八・五	八二・一	Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考
	後B	五・五	八二・一				

○宮城県告示第七百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年七月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部

土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成三十年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町高白浜字根浜二十三番二地先から同郡同町横浦字名不知百十二番三地先まで	平成三十年七月二十六日午後三時

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二第一項の規定により開発許可があったものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称 黒川郡大衡村中央平三番一、四番二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 宮城県土地開発公社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 視界再現装置付レーザー・自動衝突予防援助装置シミュレータ 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年七月六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 大野電装株式会社 宮城県石巻市魚町三丁目一番地 二十
- 五 落札金額 一億一千三百四十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年五月二十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県気仙沼向洋高等学校物品運搬移設業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁施設整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年五月二十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ナルセ 山形県山形市大手町八番二十号

五 落札金額 二億五百万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年五月八日

正 誤

○宮城県公報第二九三五号（平成三十年二月二十日付け）中

ページ 段

四 下

行

一六

正

黒川郡大和町吉岡字館下一二八

誤

黒川郡大和町吉岡字館下一二八